

参考資料

大学設置基準

(昭和31年10月22日文部省令第28号)

看護師等養成所の運営に関する指導要領について

(平成13年1月5日健政発5号)

第3回 看護の質の向上と確保に関する検討会

平成20年12月25日(木)

# 大学設置基準

(昭和 31 年 10 月 22 日 文部省令第 28 号)

最終改正：平成 18 年 3 月 31 日 文部科学省令第 11 号

学校教育法第 3 条、第 8 条、第 63 条 及び 第 88 条 の規定に基き、大学設置基準を次のように定める。

第 1 章 総則 (第 1 条―第 2 条の 2)

第 2 章 教育研究上の基本組織 (第 3 条―第 6 条)

第 3 章 教員組織 (第 7 条―第 13 条)

第 4 章 教員の資格 (第 13 条の 2、第 17 条)

第 5 章 収容定員 (第 18 条)

第 6 章 教育課程 (第 19 条―第 26 条)

第 7 章 卒業の要件等 (第 27 条―第 33 条)

第 8 章 校地、校舎等の施設及び設備等 (第 34 条―第 40 条の 3)

第 9 章 事務組織等 (第 41 条・第 42 条)

第 10 章 雑則 (第 43 条―第 46 条)

附則

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 大学 (短期大学を除く。以下同じ。) は、学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

(情報の積極的な提供)

第 2 条 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によつて、積極的に情報を提供するものとする。

(入学者選抜)

第 2 条の 2 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適当な体制を整えて行うものとする。

## 第 2 章 教育研究上の基本組織

(学部)

第 3 条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。

(学科)

第 4 条 学部には、専攻により学科を設ける。

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

(課程)

第 5 条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

(学部以外の基本組織)

第 6 条 学校教育法 第 53 条 ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織 (以下『学部以外の基本組織』という。) は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

(1) 教育研究上適当な規模内容を有すること。

(2) 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。

(3) 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。

2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準に準ずるものとする。

3 この省令において、この章、第 13 条、第 37 条の 2、第 39 条、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 を除き、『学部』には学部以外の基本組織を、『学科』には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

## 第 3 章 教員組織

(教員組織)

第 7 条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

第 8 条 削除

第 9 条 削除

(授業科目の担当)

第 10 条 大学は、教育上主要と認める授業科目 (以下『主要授業科目』という。) については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとする。

2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。

(授業を担当しない教員)

第 11 条 大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

(専任教員)

第 12 条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

(専任教員数)

第 13 条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授、准教授、講師又は助教の数と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授、准教授、講師又は助教の数を合計した数以上とする。

#### 第 4 章 教員の資格

(学長の資格)

第 13 条の 2 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。

(教授の資格)

第 14 条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第 15 条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 修士の学位又は 学位規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第 16 条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第 14 条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第 16 条の 2 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第 14 条各号又は第 15 条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は 学位規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第 17 条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

#### 第 5 章 収容定員

(収容定員)

第 18 条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第 26 条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第 43 条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

#### 第 6 章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第 19 条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育課程の編成方法)

第 20 条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(単位)

第 21 条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第22条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第23条 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業を行う学生数)

第24条 大学が1の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

(授業の方法)

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第25条の2 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めなければならない。

(昼夜開講制)

第26条 大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学部において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。

## 第7章 卒業の要件等

(単位の授与)

第27条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第21条第3項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(履修科目の登録の上限)

第27条の2 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第28条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第29条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第31条の規定により修得した単位を含む。）を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に行つた前条第1項に規定する学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、第28条第1項及び第2項並びに前条第1項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第30条の2 大学は、大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(科目等履修生)

第31条 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で1又は複数の授業科目を履修する者（以下『科目等履修生』という。）に対し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第27条の規定を準用する。

(卒業の要件)

第 32 条 卒業の要件は、大学に 4 年以上在学し、124 単位以上を修得することとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に 6 年以上在学し、188 単位以上を修得することとする。ただし、教育上必要と認められる場合には、大学は、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもって代えることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに係る卒業の要件は、大学に 6 年以上在学し、186 単位以上（将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習（以下『薬学実務実習』という。）に係る 20 単位以上を含む。）を修得することとする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、獣医学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に 6 年以上在学し、182 単位以上を修得することとする。

5 第 1 項の規定により卒業の要件として修得すべき 124 単位のうち、第 25 条第 2 項の授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。

（授業時間制をとる場合の特例）

第 33 条 前条第 2 項ただし書により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目に係る第 21 条第 1 項又は第 27 条の規定の適用については、第 21 条第 1 項中

『単位数』とあるのは

『授業時間数』と、

第 27 条中

『1 の授業科目』とあるのは

『授業科目』と、

『単位を与えるものとする』とあるのは

『修了を認定するものとする』とする。

2 授業時間数を定めた授業科目については、当該授業科目の授業時間数をこれに相当する単位数とみなして第 28 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 29 条第 1 項又は第 30 条第 1 項若しくは第 2 項の規定を適用することができる。

#### 第 8 章 校地、校舎等の施設及び設備等

（校地）

第 34 条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

（運動場）

第 35 条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

（校舎等施設）

第 36 条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(1) 学長室、会議室、事務室

(2) 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。)

(3) 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

4 校舎には、第 1 項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

6 夜間において授業を行う学部（以下『夜間学部』という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

（校地の面積）

第 37 条 大学における校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生 1 人当たり 10 平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

2 前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学部（昼間において授業を行う学部をいう。以下同じ。）及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。

3 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第 1 項に規定する面積を減ずることができる。

（校舎の面積）

第 37 条の 2 校舎の面積は、1 個の学部のみを置く大学にあつては、別表第 3 イ又はロの表に定める面積以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表の基準校舎面積が最大である学部についての同表に定める面積に当該学部以外の学部についてのそれぞれ同表への表に定める面積を合計した面積を加えた面積以上とする。

（図書等の資料及び図書館）

第 38 条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究に必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。

3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

（附属施設）

第 39 条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ

れ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

学部又は学科	附属施設
教員養成に関する学部又は学科	附属学校
医学又は歯学に関する学部	附属病院
農学に関する学部	農場
林学に関する学科	演習林
獣医学に関する学部又は学科	家畜病院
畜産学に関する学部又は学科	飼育場又は牧場
水産学又は商船に関する学部	練習船（共同利用による場合を含む。）
水産増殖に関する学科	養殖施設
薬学に関する学部又は学科	薬用植物園（薬草園）
体育に関する学部又は学科	体育館

2 工学に関する学部を置く大学には、原則として実験・実習工場を置くものとする。

（薬学実務実習に必要な施設）

第 39 条の 2 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを置き、又は設ける大学は、薬学実務実習に必要な施設を確保するものとする。

（機械、器具等）

第 40 条 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

（教育研究環境の整備）

第 40 条の 2 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

（大学等の名称）

第 40 条の 3 大学、学部及び学科（以下『大学等』という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

#### 第 9 章 事務組織等

（事務組織）

第 41 条 大学は、その事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

（厚生補導の組織）

第 42 条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

#### 第 10 章 雑則

（外国に設ける組織）

第 43 条 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学部、学科その他の組織を設けることができる。

（学校教育法第 68 条 に定める大学についての適用除外）

第 44 条 第 34 条、第 35 条、第 36 条第 4 項及び第 5 項、第 37 条並びに第 37 条の 2 の規定は、学校教育法第 68 条 に定める大学には適用しない。

（その他の基準）

第 45 条 大学院その他に関する基準は、別に定める。

（段階的整備）

第 46 条 新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

#### 附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令施行の際、現に設置されている大学に在職する教員については、その教員が現に在職する教員の職に在る限り、この省令の教員の資格に関する規定は、適用しない。
- 3 この省令施行の際、現に設置されている大学の組織、編制、施設及び設備でこの省令施行の日前に係るものについては、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 4 昭和 61 年度から平成 4 年度までの間に期間（昭和 61 年度から平成 11 年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加する大学（次項において『期間を付して入学定員を増加する大学』という。）の専任教員数については、第 13 条の規定により算定し、当該入学定員の増加に伴い必要とされる専任教員数が増加することとなるときは、当該増加することとなる専任教員数は、教育に支障のない限度において、兼任の教員をもつて充てることができるものとする。
- 5 期間を付して入学定員を増加する大学の校地の面積の算定については、当該入学定員の増加はないものとみなして第 37 条第 1 項の規定を適用する。
- 6 昭和 61 年度以降に期間（平成 11 年度を終期とするものに限る。）を付して入学定員を増加又は設定した大学であって、当該期間の経過後引き続き、当該入学定員の範囲内で期間（平成 12 年度から平成 16 年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加するものの専任教員数及び校地の面積の算定については、前 2 項の例による。

#### 附 則（昭和 37 年 4 月 18 日文部省令第 21 号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年3月6日文部省令第7号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年7月1日文部省令第37号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則 (昭和43年4月1日文部省令第7号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年8月31日文部省令第21号)

この省令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年3月18日文部省令第5号)

この省令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年11月28日文部省令第29号) 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年4月28日文部省令第21号) 抄

- 1 この省令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年12月25日文部省令第40号)

- 1 この省令は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この省令施行の際、現に設置されている医学又は歯学の学部を置く大学の組織、編制、施設及び設備でこの省令施行の日前に係るものについては、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (昭和56年1月17日文部省令第2号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年3月23日文部省令第1号)

この省令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年6月24日文部省令第23号)

- 1 この省令は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 昭和59年度に開設しようとする公立の大学、公立の大学の学部及び私立の大学の学部の学科の設置の認可の申請、昭和59年度に行おうとする私立の大学の収容定員の変更に係る学則の変更の認可の申請並びに昭和60年度に開設しようとする私立の大学及び私立の大学の学部の設置の認可の申請に係る審査に当たっては、この省令による改正後の大学設置基準の規定の適用があるものとする。
- 3 学校教育法の一部を改正する法律(昭和58年法律第55号)附則第2項各号の一に該当する者に係る卒業の要件は、この省令による改正後の大学設置基準第32条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和58年9月1日文部省令第24号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年8月13日文部省令第46号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年2月5日文部省令第1号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年9月4日文部省令第26号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年9月1日文部省令第34号) 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年6月3日文部省令第24号)

- 1 この省令は、平成3年7月1日から施行する。
- 2 この省令施行の際、現に設置されている大学における体育館の設置に係る改正後の第36条第5項の規定の適用については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成9年6月5日文部省令第27号)

この省令は、平成9年6月5日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日文部省令第11号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 31 日 文部省令第 19 号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年 9 月 14 日 文部省令第 40 号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 平成 12 年度を開設年度とする大学、学部及び学科の設置認可を受けようとする場合の審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成 12 年 10 月 31 日 文部省令第 53 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 88 号) の施行の日 (平成 13 年 1 月 6 日) から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 30 日 文部科学省令第 44 号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 28 日 文部科学省令第 9 号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 15 年 3 月 31 日 文部科学省令第 15 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この省令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 12 日 文部科学省令第 8 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この省令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 12 月 13 日 文部科学省令第 42 号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中学校教育法施行規則第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に 1 号を加える改正規定及び同令第 6 条の次に 1 条を加える改正規定、第 2 条中大学設置基準第 18 条第 1 項の改正規定及び同令第 45 条を同令第 46 条とし、同令第 44 条を同令第 45 条とし、同令第 43 条を同令第 44 条とし、同令第 10 章中同条の前に 1 条を加える改正規定、第 3 条の規定並びに第 4 条中短期大学設置基準第 4 条第 2 項の改正規定及び同令第 37 条を同令第 38 条とし、同令第 36 条を同令第 37 条とし、同令第 10 章中同条の前に 1 条を加える改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 12 月 15 日 文部科学省令第 43 号)

(施行期日)

第 1 条 この省令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 次の各号の一に該当する者については、改正後の学校教育法施行規則第 68 条の 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- (1) 平成 18 年 3 月 31 日に大学において薬学を履修する課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、この省令の施行の日 (以下『施行日』という。) 前に大学に在学し、引き続き当該大学に在学する者であって、施行日以後に薬学を履修する課程 (臨床に係る実践的な能力を培うことを目的とするものを除く。) に在学することとなったもの

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日 文部科学省令第 11 号)

(施行期日)

第 1 条 この省令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(助教授の在職に関する経過措置)

第 2 条 この省令の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

- (1) 学校教育法施行規則第 8 条第 1 号ロ
- (2) 博物館法施行規則第 9 条第 2 号
- (3) 大学設置基準第 14 条第 4 号
- (4) 高等専門学校設置基準第 11 条第 3 号
- (5) 短期大学設置基準第 23 条第 5 号

別表第 1 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数 (第 13 条関係)

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

学部の種類	1 学科で組織する場合の専任教員数		2 以上の学科で組織する場合の 1 学科の収容定員並びに専任教員数	
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
文学関係	320—600	10	200—400	6



教育学・保育学関係	320—600	10	200—400	6
法学関係	400—800	14	400—600	10
経済学関係	400—800	14	400—600	10
社会学・社会福祉学関係	400—800	14	400—600	10
理学関係	200—400	14	160—320	8
工学関係	200—400	14	160—320	8
農学関係	200—400	14	160—320	8
獣医学関係	300—600	28	240—480	16
薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）	300—600	28	240—360	16
薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを除く。）	200—400	14	160—240	8
美術関係	200—400	10	160—240	6
音楽関係	200—400	10	160—240	6
体育関係	200—400	12	160—320	8
保健衛生学関係（看護学関係）	200—400	12	—	—
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	200—400	14	160—320	8

備考

- この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする（別表第2において同じ。）。
- この表に定める教員数には、第11条の授業を担当しない教員を含めないこととする（以下口の表及び別表第2において同じ。）。
- 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その2割の範囲内において兼任の教員に代えることができる（別表第2において同じ。）。
- 収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて400人につき教員3人（獣医学関係又は薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）にあつては、収容定員600人につき教員6人）の割合により算出される数の教員を増加するものとする（口の表において同じ。）。
- 夜間学部がこれと同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合の教員数は、この表に定める教員数の3分の1以上とする。ただし、夜間学部の収容定員が当該昼間学部の収容定員を超える場合は、夜間学部の教員数はこの表に定める教員数とし、当該昼間学部の教員数はこの表に定める教員数の3分の1以上とする（別表第2において同じ。）。
- 昼夜間講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減らすことができる（別表第2において同じ。）。
- 2以上の学科で組織する学部における教員数は、同一分野に属する2以上の学科ごとにそれぞれこの表の下欄から算出される教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される教員数とする。
- 2以上の学科で組織される学部獣医学関係の学科を置く場合における教員数は、それぞれの学科が属する分野のこの表の下欄から算出される教員数の合計数とする。
- 薬学分野に属する2以上の学科で組織される学部薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の1学科を置く場合における当該1学科に対するこの表の適用については、下欄中『16』とあるのは、『22』とする。
- 薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、薬剤師としての実務の経験を有する者を含むものとする。
- この表に掲げる学部以外の学部に係る教員数については、当該学部類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

ロ 医学又は歯学に関する学部に係るもの

収容定員	収容定員360人までの場合の専任教員数	収容定員480人までの場合の専任教員数	収容定員600人までの場合の専任教員数	収容定員720人までの場合の専任教員数	収容定員840人までの場合の専任教員数	収容定員960人までの場合の専任教員数
医学関係	130	140	140	140	—	—
歯学関係	75	85	92	99	106	113

備考

1 この表に定める医学に関する学部に係る専任教員数のうち教授、准教授又は講師の合計数は、60人以上とし、そのうち30人以上は教授とする。

2 この表に定める歯学に関する学部に係る専任教員数のうち、教授、准教授又は講師の合計数は、36人以上とし、そのうち18人以上は教授とする。

3 附属病院における教育、研究及び診療に主として従事する相当数の専任教員を別に置くものとする。

4 この表に定める専任教員数は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る専任教員数とし、その他の学科を置く場合に係る専任教員数については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める教員数と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてこの表に定める教員数の合計数とする。

別表第2 大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数 (第13条関係)

大学全体の収容定員	400人	800人
専任教員数	7	12

備考

1 この表に定める収容定員は、医学又は歯学に関する学部以外の学部の収容定員を合計した数とする。

2 収容定員がこの表に定める数を超える場合は、収容定員が400人を超え800人未満の場合にあつては収容定員80人につき教員1人の割合により、収容定員が800人を超える場合にあつては収容定員400人につき教員3人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

3 医学又は歯学に関する学部を置く場合(当該学部は医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に限る。)においては、当該学部の収容定員が480人の場合にあつては7人、720人の場合にあつては8人をこの表に定める数に加えるものとする。ただし、当該学部の収容定員が480人未満の場合には、その加える数を6人とすることができる。

4 医学又は歯学に関する学部を置く場合で当該学部は医学又は歯学に関する学科以外の学科を置く場合においては、当該医学又は歯学に関する学科については前号により算出される教員数とし、当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてはその収容定員と他の学部の収容定員の合計数から第1号により算出される教員数とする。

別表第3 学部の種類に応じ定める基準校舎面積 (第37条の2関係)

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積

収容定員	200人までの場合の面積 (平方メートル)	400人までの場合の面積 (平方メートル)	800人までの場合の面積 (平方メートル)	801人以上の場合の面積 (平方メートル)
文学関係	2,644	$(収容定員 - 200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(収容定員 - 400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(収容定員 - 800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
教育学・保育学関係	2,644	$(収容定員 - 200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(収容定員 - 400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(収容定員 - 800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
法学関係	2,644	$(収容定員 - 200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(収容定員 - 400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(収容定員 - 800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
経済学関係	2,644	$(収容定員 - 200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(収容定員 - 400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(収容定員 - 800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
社会学・社会福祉学関係	2,644	$(収容定員 - 200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(収容定員 - 400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(収容定員 - 800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
理学関係	4,628	$(収容定員 - 200) \times 1,157 \div 200 + 4,628$	$(収容定員 - 400) \times 3,140 \div 400 + 5,785$	$(収容定員 - 800) \times 3,140 \div 400 + 8,925$
工学関係	5,289	$(収容定員 - 200) \times 1,322 \div 200 + 5,289$	$(収容定員 - 400) \times 4,628 \div 400 + 6,611$	$(収容定員 - 800) \times 4,628 \div 400 + 11,239$
農学関係	5,024	$(収容定員 - 200) \times 1,256 \div 200 + 5,024$	$(収容定員 - 400) \times 4,629 \div 400 + 6,280$	$(収容定員 - 800) \times 4,629 \div 400 + 10,909$
獣医学関係	5,024	$(収容定員 - 200) \times 1,256 \div 200 + 5,024$	$(収容定員 - 400) \times 4,629 \div 400 + 6,280$	$(収容定員 - 800) \times 4,629 \div 400 + 10,909$
薬学関係	4,628	$(収容定員 - 200) \times 1,157 \div 200 + 4,628$	$(収容定員 - 400) \times 1,983 \div 400 + 5,785$	$(収容定員 - 800) \times 1,983 \div 400 + 7,768$
家政関係	3,966	$(収容定員 - 200) \times 992 \div 200 + 3,966$	$(収容定員 - 400) \times 1,984 \div 400 + 4,958$	$(収容定員 - 800) \times 1,984 \div 400 + 6,942$
美術関係	3,834	$(収容定員 - 200) \times 959 \div 200 + 3,834$	$(収容定員 - 400) \times 3,140 \div 400 + 4,793$	$(収容定員 - 800) \times 3,140 \div 400 + 7,933$
音楽関係	3,438	$(収容定員 - 200) \times 859 \div 200 + 3,438$	$(収容定員 - 400) \times 2,975 \div 400 + 4,297$	$(収容定員 - 800) \times 2,975 \div 400 + 7,272$
体育関係	3,438	$(収容定員 - 200) \times 859 \div 200 + 3,438$	$(収容定員 - 400) \times 1,983 \div 400 + 4,297$	$(収容定員 - 800) \times 1,983 \div 400 + 6,280$
保健衛生学関係(看護学関係)	3,966	$(収容定員 - 200) \times 992 \div 200 + 3,966$	$(収容定員 - 400) \times 1,984 \div 400 + 4,958$	$(収容定員 - 800) \times 1,984 \div 400 + 6,942$

保健衛生学関係(看護学 4, 628  
関係を除く。)

(収容定員-200)×1, 157 (収容定員-400)×3, 140 (収容定員-800)×3, 140  
÷200+4, 628 ÷400+5, 785 ÷400+8, 925

備考

- この表に掲げる面積には、第36条第5項の施設、第39条の附属施設及び第39条の2の薬学実務実習に必要な施設の面積は含まない(ロ及びハの表において同じ)。
- 夜間学部(同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用するものを除く。)における面積については、この表に掲げる学部の例によるものとする(ハの表において同じ)。
- 夜間学部が同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合は、夜間学部又は昼間学部の収容定員のいずれが多い数によりこの表に定める面積とする(ハの表において同じ)。
- 昼夜開講制を実施する場合には、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減ずることができる(ハの表において同じ)。
- この表に掲げる学部以外の学部における面積については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。

ロ 医学又は歯学に関する学部に係るもの

区分	収容定員 360 人までの場合の面積(平方メートル)	収容定員 480 人までの場合の面積(平方メートル)	収容定員 600 人までの場合の面積(平方メートル)	収容定員 720 人までの場合の面積(平方メートル)	収容定員 840 人までの場合の面積(平方メートル)	収容定員 960 人までの場合の面積(平方メートル)
医学関係						
校舎	12,650	14,300	16,750	18,250	—	—
附属病院	28,050	31,100	33,100	35,100	—	—
歯学関係						
校舎	8,850	9,600	10,350	11,200	11,950	13,100
附属病院	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200

備考 この表に定める面積は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る面積とし、その他の学科を置く場合に係る面積については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める面積と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてイの表に定める面積の合計とする。

ハ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る加算校舎面積

学部の種類	200 人までの面積(平方メートル)	400 人までの面積(平方メートル)	600 人までの面積(平方メートル)	800 人までの面積(平方メートル)	1000 人までの面積(平方メートル)	1200 人までの面積(平方メートル)	1400 人までの面積(平方メートル)	1600 人までの面積(平方メートル)	1800 人までの面積(平方メートル)	2000 人までの面積(平方メートル)
文学関係	1,719	2,148	2,975	3,801	4,462	5,123	5,785	6,446	7,107	7,768
教育学・保育学関係	1,719	2,148	2,975	3,801	4,462	5,123	5,785	6,446	7,107	7,768
法学関係	1,719	2,148	2,975	3,801	4,462	5,123	5,785	6,446	7,107	7,768
経済学関係	1,719	2,148	2,975	3,801	4,462	5,123	5,785	6,446	7,107	7,768
社会学・社会福祉学関係	1,719	2,148	2,975	3,801	4,462	5,123	5,785	6,446	7,107	7,768
理学関係	3,173	3,966	5,619	7,107	8,760	10,147	11,734	13,221	14,708	16,195
工学関係	3,834	4,793	7,107	9,421	11,735	14,049	16,363	18,677	20,991	23,305
農学関係	3,636	4,628	6,942	9,258	11,570	13,884	16,198	18,512	20,826	23,140
獣医学関係	3,636	4,628	6,942	9,258	11,570	13,884	16,198	18,512	20,826	23,140
薬学関係	3,305	4,132	5,123	6,115	7,107	8,099	9,091	10,083	11,075	12,067
家政関係	2,512	3,140	4,132	5,123	6,115	7,107	8,099	9,091	10,083	11,075
美術関係	2,644	3,305	4,958	6,611	8,099	9,586	11,073	12,560	14,047	15,534

音楽関係	2,512	3,140	4,628	6,280	7,603	9,090	10,577	12,064	13,551	15,038
体育関係	2,776	3,471	4,462	5,454	6,446	7,768	9,090	10,412	11,734	13,056
保健衛生 学関係(看 護学関係) 2,512	2,512	3,140	4,132	5,123	6,115	7,107	8,099	9,091	10,083	11,075
保健衛生 学関係(看 護学関係 を除く。)	3,173	3,966	5,619	7,107	8,760	10,147	11,734	13,221	14,708	16,195

備考 収容定員が2,000人を超える場合は、200人を増すごとに、この表に定める2,000人までの面積から1,800人までの面積を減じて算出される数を加算するものとする。